

阿 波 市 業 務 課

令和7年度 水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 関係者との連携について

1. 基本方針

阿波市では、水道水が水質基準に適合し、安全で良質な水を供給するために次の方針により水質検査計画を定め、より安全で安定した水質管理に努めます。

1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口）で行います。更に、浄水場の入口（原水）と出口（浄水）で検査を行います。

2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられている水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び本市独自の検査項目とします。

3) 検査頻度

水道法及び本市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

毎日検査は、色度、濁度及び残留塩素を1日1回以上行います。

水質基準項目は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回、その他の項目については、概ね3ヶ月に1回とします。

2. 水道事業の概要

阿波市上水道事業(7浄水場)を管理しています。各施設の概要は次のとおりです。

1) 給水状況（令和6年3月31日現在）

行政区域内人口	： 34, 597人
行政区域内世帯数	： 15, 445世帯
給水人口	： 34, 178人
給水戸数	： 14, 321戸
普及率	： 98. 8%

2) 水道施設の状況

浄水場名	林水源地	林第2水源地	王地水源地	市場第1水源地	市場第2水源地
所在地	阿波市阿波町南川原	阿波市阿波町三本柳	阿波市阿波町南谷島	阿波市市場町香美字郷社前	阿波市市場町大野島字江ノ島
水系	吉野川	吉野川	吉野川	吉野川	吉野川
水源種別	地下水	地下水	伏流水	地下水	地下水
浄水処理方法	塩素消毒処理	塩素消毒処理	塩素消毒処理	塩素消毒処理	紫外線処理＋塩素消毒処理
浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	5, 180	3, 100	720	8, 789. 5	

浄水場名	郡水源地	柿原水源地	一条水源地
所在地	阿波市土成町郡	阿波市吉野町柿原字谷	阿波市吉野町西条字折口
水系	吉野川	吉野川	吉野川
水源種別	伏流水	伏流水	地下水
浄水処理方法	除鉄＋塩素消毒処理	塩素消毒処理	塩素消毒処理
浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	7, 000	347	7, 353

3. 水道の原水及び浄水の水質状況

各浄水場では、原水の状況を踏まえ、適正な浄水処理を行っています。水道水はこれまでの水質検査の結果から水質基準を十分満足するものであり、安全で良質な水質です。

水道の原水及び浄水の水質状況は次表のとおりです。

水源地名	原水の状況	浄水の状況	水質管理上注目すべき項目
林水源地	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	基準項目水質検査の結果すべて基準値を大きく下回っていて良好	クリプトスポリジウム
林第2水源地	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	基準項目水質検査の結果すべて基準値を大きく下回っていて良好	クリプトスポリジウム
王地水源地	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	基準項目水質検査の結果すべて基準値を大きく下回っていて良好	クリプトスポリジウム
市場第1水源地	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	基準項目水質検査の結果すべて基準値を大きく下回っていて良好	クリプトスポリジウム
市場第2水源地	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	基準項目水質検査の結果すべて基準値を大きく下回っていて良好	クリプトスポリジウム
郡水源地	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	基準項目水質検査の結果すべて基準値を大きく下回っていて良好	クリプトスポリジウム
柿原水源地 (休止中)	—	—	—
一条水源地	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	基準項目水質検査の結果すべて基準値を大きく下回っていて良好	クリプトスポリジウム

4. 検査地点

1) 給水栓

水源により配水系統が異なりますので、それぞれ1ヶ所ずつ、計6ヶ所にて検査を行います。また、1日1回行う検査（色度、濁度及び残留塩素）については、各施設に設置している計器及び公用施設等で検査を行います。

2) 原水及び浄水

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、原水及び浄水を検査します。また、水道原水に異常をきたす原因がないか監視を行い、良質な水質を確保するよう努めます。

3) 各検査地点

各検査地点の位置図（別表）

5. 水質検査項目と検査頻度

1) 1日1回の検査項目（給水栓での検査）

水道法に定められた色度、濁度及び残留塩素の検査を1日1回行います。

2) 定期検査項目

① 月1回の検査項目

水質基準項目のうち、次の9項目及び残留塩素について月1回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素 TOC の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度

② 年4回の検査項目（概ね3ヶ月に1回実施する項目）

水質基準項目のうち、次の14項目について概ね3ヶ月に1回検査を行います。

I 健康に関する項目

亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド

③ 年1回の検査項目（全項目検査51項目）

水質基準項目のうち、上記以外の28項目については、過去の水質検査結果から問題はないと判断できますが、万全を期し年1回実施します。

④ 有機フッ素化合物の検査

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸）についても年1回検査を実施します。

3) 原水水質検査（取水地点又は浄水池入り口）

水質基準項目のうち消毒剤、消毒副生成物 11 項目及び味を除く 39 項目について年 1 回検査を実施します。

また、クリプトスポリジウム対策として、原水においてクリプト指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査を年 4 回実施します。

6. 検査方法

1 日 1 回行う検査（色度、濁度及び残留塩素）については、各水道施設に設置している計器及び公用施設等で検査を行います。

月 1 回の検査、年 4 回の検査及び年 1 回検査については、採水、水質検査及び成績書の発行までの業務を、水道法 20 条第 3 項に基づく国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に委託して行います。

※水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）

No	項目名	基準値	検査方法
1	一般細菌	100 個/mL 以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素気質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	還元気化・原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	ICP-MS 法、水素化物発生・原子吸光光度法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	ICP-MS 法、水素化物発生・原子吸光光度法
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）

12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	PT-GC/MS 法、固相抽出-GC/MS 法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	溶媒抽出・誘導体化-GC/MS 法、LC/MS 法
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	溶媒抽出・誘導体化-GC/MS 法、LC/MS 法
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法、LC/MS 法
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに 23 の項、25 の項、29 の項及び 30 の項に掲げる方法
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	溶媒抽出・誘導体化-GC/MS 法、LC/MS 法
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	PT-GC/MS 法、HS-GC/MS 法
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	溶媒抽出・誘導体化-GC/MS 法、誘導体化-HPLC 法
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
33	アルミニウム及びその	0.2mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法

	化合物		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）、滴定法
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	ICP 法、ICP-MS 法
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	固相抽出・高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	PT-GC/MS 法、固相抽出・GC/MS 法
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	PT-GC/MS 法、固相抽出・GC/MS 法
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	固相抽出・吸光光度法、固相抽出・HPLC 法
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	固相抽出・誘導体化・GC/MS 法
46	有機物（全有機炭素 TOC の量）	3mg/L 以下	全有機炭素計測定法
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5 度以下	比色法、透過光測定法
51	濁度	2 度以下	比色法、積分球式光電光度法

7. 臨時の水質検査

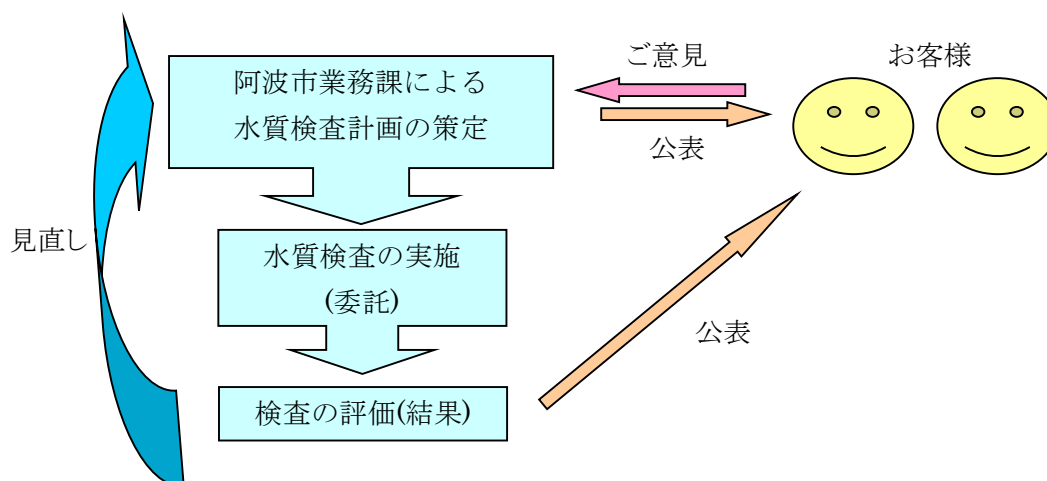
水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行い、水質異常が終息し、給水栓水の安全性が確認されるまで実施します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水、配水過程に異常があったとき。
- ⑤ 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、ホームページ等で公表します。過去の検査結果を検討するとともにお客様のご意見等を取り入れながら次年度以降重点的に実施する検査項目又は省略可能な項目及び採水地点、検査頻度について見直しをします。

水質検査結果については、評価とともに速やかにホームページ等で公表します。



9. 関係者との連携について

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。お客様により安心して水道水をご利用いただくため、定期的に水質検査を行っています。

水源井戸等の周辺で、水質事故が発生した場合は、保健所と連携して現地調査及び水質検査を行います。

問い合わせ先

阿波市水道部業務課

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL : (0883) 36-5100

FAX : (0883) 36-5140